

通達甲（総．企．被管）第 6 号
平成 1 5 年 4 月 1 8 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁犯罪被害者支援推進員運用要綱の制定について

〔沿革〕 平成 2 0 年 3 月 通達甲（副監．警．人 1．企 1）第 8 号
2 7 年 3 月 同第 1 0 号改正
令和 元年 1 0 月 同（総．企．被管）第 1 0 号
2 年 2 月 同（副監．警．人 1．企）第 2 号
6 年 9 月 同（副監．総．装．装 1）第 2 1 号改正

このたび、別添のとおり、警視庁犯罪被害者支援推進員運用要綱を制定し、平成 1 5 年 4 月 1 8 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

犯罪被害者支援推進員の適正かつ効果的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

第 2 制定の要点

- 1 犯罪被害者支援推進員の行う任務を定めた。
- 2 犯罪被害者支援推進員の標章を定めた。
- 3 犯罪被害者支援推進員に対する指揮監督等について定めた。

別添

警視庁犯罪被害者支援推進員運用要綱

第1 目的

警察署の警務課において、犯罪被害者支援に係る事務に従事する会計年度任用職員（以下「被害者支援推進員」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

被害者支援推進員の運用については、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 任務

被害者支援推進員は、警務課において犯罪被害者支援を担当する幹部の指揮を受け、第4に定める事務に当たることを任務とする。

第4 担当事務

被害者支援推進員は、犯罪被害者支援に関し、次に掲げる事務を担当するものとする。

- 1 関係機関等との連絡に関する事務
- 2 広報啓発に関する事務
- 3 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請に関する事務
- 4 その他署長が必要と認める事務

第5 勤務時間

被害者支援推進員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、警察署長（以下「署長」という。）は、必要により時差出勤を行わせることができる。

第6 職員証の提示

被害者支援推進員は、勤務中、相手から身分の表示を求められたときは、警視庁職員証取扱規程（令和6年9月26日訓令甲第28号）に定める職員証を提示するものとする。

第7 指揮監督等

署長は、被害者支援推進員に対して適切な指揮監督を行うとともに、犯罪被害者支援に係る事務に必要な各種法令等の指導教養を計画的に実施するものとする。

第8 報告

署長は、被害者支援推進員が取り扱った特異事例、感謝事例等は、その都度書面により総務部長（警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係経由）及び担当方面本部長（総務担当管理官経由）に報告するものとする。